

菰野町農村環境改善センター
長 寿 命 化 計 画
(個 別 施 設 計 画)



令和3年4月

菰野町役場 観光産業課

施設概要

令和3年3月時点

1. 基本情報

施設名	菰野町農村環境改善センター				
所在地	三重郡菰野町大字潤田4418番地				
設置目的	地域住民の健康増進・地域連帯感の醸成を図り、農村の健全な発展・農村在住者の福祉の向上を推進するための多目的施設として設置された。				
施設所管課	観光産業課				
建築年月	昭和63年12月				
土地	敷地面積	3,200㎡	避難所指定等	-	
	市街化区域	市街化調整区域	防災拠点指定等	-	
	用途地域	-	文化財指定	-	
建物	延床面積	1,086㎡	再生可能エネルギー等	-	
	取得価額	247,255,000円	自家発電設備	-	
運営	運営方法	直営	バリアフリー	障がい者用エレベーター	-
	運営時間	9:00~21:00		多目的トイレ	-
	休館日	12/29~1/3		オストメイト対応トイレ	-
駐車台数	49台	車いす用駐車場		-	



特記事項

2. 施設概要

名称	構造	建築年月	延床面積	階数	耐震	備考
農村環境改善センター	RC	昭和63年12月	1,086㎡	2	新耐震	

3. 成果情報

	H29	H30	R1	3ヶ年平均	備考
利用可能日数	359	359	360	359	
年間利用人数	33,636	25,525	21,749	26,970	H30・R1休館あり
1日当たり利用人数	94	71	60	75	

4. コスト情報

	H29	H30	R1	3ヶ年平均	備考
支出	4,211	5,276	4,429	4,639	
施設整備費	0	0	0	0	
その他施設整備費	0	0	0	0	
維持修繕費	1,119	1,290	738	1,049	
光熱水費・委託費等	3,092	3,986	3,691	3,590	

(単位：千円)

1. 策定の趣旨

本計画は、将来の人口動向や財政状況に応じた公共サービスを安全かつ持続的に提供するため、長期的な視点をもって、公共施設の更新・長寿命化等に係る財政負担を縮減・平準化を目的とする。

2. 対象施設

菰野町農村環境改善センター

菰野町公共施設等総合管理計画における「4. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」の「⑩その他」に係る建築物及びその付帯施設を対象とする。

3. 計画期間

計画期間については、施設の状況と今後の施設整備の基本的な方針、日常的な維持管理の方針等を考慮の上、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とする。なお、今後の社会情勢や財政状況の変化、計画の進捗状況を踏まえて、適宜、計画の見直しを行うものとする。

4. 個別施設の状態等

(1) 施設の劣化・損傷の状況や要因等

※下記損傷個所に状況記載がない場合は亀裂、劣化箇所は軽微であり経年劣化である。建物傾斜最大3mm
多目的ホール（内壁・テラス南北モルタル床・踏込・踏込隙）、外壁（東南西北面）、用具庫①②・倉庫（内壁・床）、2階研修室・2階廊下・2階湯沸室・2階資料室・1階～2階階段室・風除室・玄関・ホール・1階廊下・農産物加工実習室・事務室クロス・湯沸室クロス（内壁）、2階和室（聚楽壁（亀裂・破損・ちり切れ））、2階女子トイレ（内壁・内壁タイル目地切れ及び亀裂・床タイル亀裂）、2階男子トイレ（内壁・内壁タイル目地切れ及び亀裂・床タイル）、1階男子トイレ（内壁・内壁タイル目地破損）、1階女子トイレ（内壁・内壁タイル目地切れ及び破損）、土間（内壁・床）、勝手口（クロス（破損・亀裂）・モルタルペイント）、屋上（ルーフィング破損・モルタル亀裂）、基礎北面（亀裂・破損）、外壁東面（隙）、基礎東面・南面・西面（亀裂）、駐車場アスファルト（破損）、玄関前タイル（亀裂・目地切れ・破損・隙）、建物周りの土間（隙・亀裂・段差・破損）・外構（亀裂・目地切れ・隙・ズレ・破損）・1階廊下天井ケイカル板（浮き）
建具：多目的ホール（金属製建具隙・排煙窓開閉不可（南）及び不良（北）・木製建具開閉不良）、2階和室・農産物加工実習室（木製建具隙）、玄関・土間（金属製建具側面当り）

(2) 点検・診断の実施方針

学校施設長寿命化計画で策定した「学校施設点検マニュアル」や「劣化状況調査票」などを準用し、毎年点検を行うほか、建築基準法第12条による定期点検、その他建築設備の法定点検等の結果に基づき施設の劣化状況や修繕の緊急度を把握する。
また、建築物の老朽化の進行や安全性に影響を及ぼす恐れのある設備についても、併せて劣化状況や修繕の緊急度を把握する。

(3) その他対策を実施する際に考慮すべき事項

5. 対策の優先順位の考え方

(1) 目標使用年数

公共建築物の更新時期は、「建築物の耐久計画に関する考え方（社）日本建築学会 昭和63年」に基づき、目標使用年数を80年、社会的要請に応じた機能向上リニューアルを含めた大規模改修を築40年目、経年劣化や機能低下に対する改修を行う定期修繕を築20年目と築60年目を目安に行うこととする。
なお、老朽化が進行しているものの、これまでに大規模修繕が全く実施されていないなど、今後、予防保全型の管理に切り替えることが困難と判断される建築物は、事後保全型管理として、処分制限期間経過後に更新するものとする。

(2) 当該施設が果たしている役割等を踏まえた優先順位の考え方

本施設は、地域住民の健康増進・地域連帯感の醸成を図り、農村の健全な発展・農村在住者の福祉の向上に貢献している。今後も施設利用者等に安全で安心して利用してもらえ環境を維持する必要がある。
対策にあたっては、施設の劣化状況や点検・診断結果等を踏まえ、財政負担の平準化等も考慮しながら、計画的に行うものとする。

6. 対策内容と実施時期

(1) 基本的な方針

・更新費用試算額と将来的な少子高齢化や人口減少に応じた数値目標等を設定するとともに、適切な維持管理や長寿命化等により、将来負担の均衡と低減を図ることとする。

(2) 取組方針

①点検・診断等

・学校施設長寿命化計画で策定した「学校施設点検マニュアル」や「劣化状況調査票」などを準用し、定期点検を行うとともに、実施結果を蓄積し、経年による劣化状況、外的負荷（気候天候、使用特性等）による性能低下状況及び管理状況を把握した上で、長寿命化計画に反映する。また、定期点検は専門知識を有する技術者等が行い、不具合の発見と予防保全に努める。

②安全確保

・施設利用者の安全確保を最重要事項と認識の上、点検・診断を行い、危険性の有無を適切に把握するとともに、危険性が認められた場合は、速やかに安全確保のための措置を講じる。

③耐震化

・新耐震基準の建築物であることから構造躯体の耐震性能は有している。
・照明器具など設備の落下防止対策、ガラス飛散防止フィルム貼り等の非構造部材及び建築設備の耐震化を行い、施設利用者等の安全確保を図る。

④施設総量の適正化

・将来的な更新コスト削減のため、公共施設の統廃合も視野に入れ、行政サービスの水準や機能、必要度、人口動態、利用頻度等、あらゆる観点から合理的で費用対効果の高い取り組みを進める。
・行政サービスが公共施設を維持しなければ提供不可能なものであるか、民間に代替え出来ないか等の公共施設と行政サービスの関係や公共施設の複合化、集約化、転用等を検討するとともに、近隣市町との連携や広域の観点からも検討する。

⑤長寿命化

・耐用年数が到来する年度を把握し、更新の対応時期を把握するとともに、予防保全による適切な改修を行うことでライフサイクルコストを縮減し、財政負担の軽減を図る。

⑥維持管理・修繕・更新等

・施設の重要度や劣化状況に応じ、長期的な視点で優先度をつけた上で、計画的に改修や更新を行う。
・管理運営については、指定管理者制度等、官民連携による手法の活用を検討するとともに、新しい技術や考え方を取り入れながら維持管理、修繕、更新等を効率的かつ効果的に行い、ライフサイクルコストの縮減に努める。

7. 対策費用

施設名	年次計画											
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	計	
農村環境改善センター		1	13			22						36
合計		1	13			22						36
主な対策												
(単位：百万円)												

※対策費用については随時見直しを行う。

※この計画により予算が確定されるものではない。

8. 更新履歴

更新年月	更新した内容

※直近3ヶ年度の更新履歴